

球磨村告示第32号

令和4年第5回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年8月1日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和4年8月5日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

犬童 勝則君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

○応招しなかった議員

令和4年 第5回 球磨村議会臨時会 会議録(第1日)

令和4年8月5日(金曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和4年8月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第5号 専決処分の報告について
日程第4 議案第45号 財産の取得について
日程第5 議案第46号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第5号 専決処分の報告について
日程第4 議案第45号 財産の取得について
日程第5 議案第46号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
-

出席議員(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 永椎樹一郎君 | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君 | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君 | 6番 犬童 勝則君 |
| 7番 嶽本 孝司君 | 8番 舟戸 治生君 |
| 9番 高澤 康成君 | 10番 田代 利一君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	上薮 宏君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	境目 昭博君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	松舟 祐二君	会計管理者	假屋 昌子君
教育課長	高永 幸夫君			

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。

本日は、第5回臨時会が招集されましたところ、全員出席ですので、ただいまから令和4年第5回球磨村議会臨時会を開会します。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって5番、東純一君、7番、嶽本孝司君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3. 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（舟戸 治生君） それでは議案の上程を行います。

日程第3、報告第5号専決処分の報告についてを上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。

令和4年第5回球磨村議会臨時会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を頂き、ここに第5回臨時会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。

今回の臨時会では、報告1件、議案2件を上程をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました報告第5号専決処分報告について、ご報告申し上げます。

令和4年6月6日午後6時頃、球磨村大字渡甲878番地、村道内布線で発生した物損事故に関する和解及び損害賠償額に関する専決処分事項でございます。

本件は、内布地区在住者所有の軽トラックが村道を走行中に、隣接する村有林から枝が落下し、車に当たったことによりバンパーとラジエーターを破損した事故でございます。

この件につきましては、村の過失割合が100%として決定され、損害賠償金3万3,880円を支払うことにより、双方とも裁判上、または裁判外において一切異議申立て、請求を行わないとする示談が成立いたしました。

これを受け、地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償額の額を決定し、和解する専決処分を令和4年7月21日に行ったところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 説明が終わりましたので、本案件について質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第5号の報告を終わります。

日程第4. 議案第45号 財産の取得について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第45号財産の取得を上程します。

本案件について提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第45号財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

今回取得を予定しております財産は、一勝地地区災害公営住宅です。

本件は買取り型での整備により、施設の完成後に事業者から災害公営住宅として買取りを行う予定となっております。

整備予定地は、球磨村大字一勝地永崎地内村有地の隣接でございます。構造は木造一部鉄筋コンクリート鉄骨造3階建て8戸の建設を予定しており、契約金額については3億875万8千円となっております。

また、契約相手方は、熊本県熊本市南区城南町舞原195-22、株式会社エバーランドとなっております。

村有財産の取得につきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決が必要であり、今回ご提案するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いいたします。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 一勝地地区災害公営住宅についてであります。確認申請の許可が出た日はいつか教えていただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 建築確認申請に係る承認済証交付日が令和4年6月20日になっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 当初は渡も含めまして、この災害公営住宅につきましては、5月中旬ごろ売買契約が完成すれば6月には着工というふうに両方進んでいくものというふうに思っていたんですが、確認申請の関係で一勝地は6月21日ですので、着工がかなり遅れているのかなというふうに思いますし、渡につきましても1か月ほど着工が遅れているんじゃないかというふうに思うんですが、この点について、完成日が一勝地につきましては令和5年5月と渡が7月というふうに報道もされておりますし、仮設に入られる予定をされておる方もそのように思っておられると思うんですけど、この点について遅れることがちょっと心配しているものですからお尋ねしているんですけど、お願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 今工期のことについてお尋ねだと思いますが、今言われたように渡のほうにつきましても、実際工事に入るのがちょっと遅れまして、私たちのほうも竣工のほうが遅れるのではないかとということでちょっと危惧しているところでございます。

それから、また前回の意見交換会のときにもちょっとお話しましたが、特に渡のほうの鉄筋コンクリートですけれども、コンクリート材料関係ですね、球磨郡内のコンクリート業者さんの砕石あたり、骨材関係がものすごい被災に遭ったりとか何かの関係でほかの工事にも使うということで、材料がちょっと不足しているような状態ということでお伺いしておりました。今発注しているところにつきましては、コンクリート業者さんと密に調整しながら、どうにか回っていけるようにということで今調整されているようです。

一勝地につきましても、建築確認自体もちょっと遅れておりましたが、これは地盤調査もちょっと遅れたりなんかしていたものですから、その中の協議でちょっとすり合わせ関係、確認関係で修正があったりということで建築確認が遅れたと聞いております。

今の状態でこの議会でこれをお認めいただいて契約をされれば、今のところそういった材料不足とか天候関係が極端に悪くなければ、どうにか間に合わせるができるだろうということで聞いております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） これは一例ですけど、人吉市の市庁舎ができたときに、今総務課長がおっしゃったようにかなり生コンのそういうのが遅れていて、何か2か月から3か月ちょっとストップしたということも聞きましたものですから、今回の渡の場合は相当な生コンを打ちますので、この点がやっぱりちょっと遅れるのかなと心配されます。

もしこういうことで遅れるというようなことが早めに分かれば、年内でもまだもうちょっと先ですけど、あれば早めに、入居される方、期待されると思いますので、1か月遅れなら遅れるということを丁寧に説明してあげればいいかなと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 永崎団地の一勝地の災害公営住宅含め、渡もなんですが確認です。

今後、契約後に高騰した材料費の価格においては、もちろん契約上の中で明記をされていると思うんですが、この高騰した分については、後々また国の補助の中に入れるんですか。全て上がった分が一般財源からの支出というふうになるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔭宏君。

○総務課長（上蔭 宏君） 一勝地につきましては、前回ちょっと説明した中に施越工事承認額というのがございまして、事業費で2億7,110万円という施越補助でいえば補助金の事業費額ですけども、補助金じゃなくその前につけていただきましたので、一応予定額としてこの金額の事業費で補助金額ということになっておりますけれども、これを今時点でも3億ですので3,700万ほど超えております。

こういったのにつきましては、このことが分かった時点で一応国のほう、県とも協議しながら、国のほうに働きかけを今やっているところでございます。これ以上にまた上がった物価、材料費とか人件費その他で上がった場合、多分上がる、今の見込みですと上がることになってしまいますけれども、その上がった分についても一応国のほうにはお願いしたいと思っておりますけれども、現時点では上げられないというところで報告を受けております、ですので手出し分が増えることにな

ろうかと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 質問ではございませんけれども、早めの竣工ができるようお願いをしたいと思います。

田代線が隣接しておりますのでカーブもありますし、牧場に行く車、あるいは森林組合も毎日たくさんの車が通っておりますので、道路にだけは駐車を工事事業関係者は置かないようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第46号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第46号令和4年度球磨村一般会計補正予算を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第46号令和4年度球磨村一般会計補正予算について提案理由をご説明申し上げます。

まずは歳出からご説明いたします。

予算書7ページの応急仮設住宅移転等費用支援事業手数料は、申請者への補助金交付を想定しておりましたが、直接業者へ手数料として支払うことにより申請者の負担を減らすため補助金交付金を減額し、手数料へ予算を組替えしております。

また、7月の豪雨に伴い、民生費の災害救助費に災害見舞金とグラウンド仮設団地内の陥没修繕工事費用を計上しております。

予算書7ページから8ページにかけての災害復旧費につきましても7月の豪雨災害関係の復旧工事費用を計上しております。

歳入につきましては、県支出金を需用費に合わせて補正し、一般財源として繰越金を追加しております。このようなことから1億6,350万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ56億1,739万2千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いいたします。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 7番の応急仮設住宅の移転費用の再度説明を頂きたいのですが、当初予算組みをしたときに、移転するときに10万円というところだったですね。そういう形の中で議会の承認を得ている。その後やり方が変わるっていうことが、なぜそういうことが発生したのかをお聞かせいただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔭宏君。

○総務課長（上蔭 宏君） 組替えの理由でございますが、まずこの応急仮設住宅移転の事業ですが、これは補助金として考えておまして、1件当たり10万円を限度として引っ越し費用をその引っ越しされる方に補助金としてお支払いするという当初の予定でございました。

そうした場合に、結構個人の方が、移転される方が業者さんから見積りを取って、その金額で今度は役場のほうに申請書を出して、そして村のほうはそれを確認して、今度はまた業者さんのほうにその個人の方が依頼するという手続で、最終的にその請求書で支払った金額というのをまた役場に請求するというような結構書類的にも煩雑な手続がございました。

それを県のほうと確認しましたところ、役場が直接業者さんのほうに委託しても、手数料として出してもいいということでしたので、個人の方については、それぞれお付き合いなんかもあるので、引っ越し業者さんは今3社ぐらいこちらは確認しておりますけれども、そちらの方にどこでもいいですから見積り等は取っていただいて、日にちも予定してくださいと、そっちの方はお任せしますと。ただ、お金のほうはもう役場が直接業者さんと手続ができるので、そちらの契約とか何かはもう役場でやりますというような手続にすると、その引っ越しされる方がものすごく手間が省けるものですから、そちらのほうが利用者の方とすれば、こちらをお願いするような感じになるものですから、そういう点で使用料として村が直接業者さんに払うという手続にしたいということで、今回組替えをさせていただくということで提案しております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） そもそもの説明の中で、引っ越し費用10万円出ますという理解をされている被災者の方が、例えば引っ越し業者を利用する、やっぱり高齢の人はどうにもできないから引っ越し業者をお願いして移るという方と、あるいはもう親戚の人とか軽トラックを持

って家族とか親戚が引っ越しを手伝いに行って、そういう人たちは見積りとかないじゃないですか。でも基本説明の中では、引っ越し費用として10万円という説明だったわけですね。

結局、家族であるいは親戚で、もちろんお金はガソリン代ぐらいしかかからないけれども、でも10万円は出るという解釈を多分されていると思いますが、そういう人たちはどういうふうに認識をされている。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 今予定している戸数が19戸でございますが、これは多目的広場の移転、上のほうに、グラウンドのほうに移転していただく方になりますけれども、その方々につきまして、個別にもう内容を説明しまして、全体にもさくらドームの7連棟のプレハブのほうで夜間、私も出席させていただきまして説明をしております。その中で、あくまでも業者さんに委託した場合の費用ということで、10万円限度でそれを超えた場合は手出しになりますということも話をしましたが、実際、業者さんにも概算、うちのほうで見積りをさせていただいたんですが、10万円を超えることはまずないと。特殊なピアノとか何かあれば別ですけども、そういうのがないようなので10万円以内で収まりますということで、ほとんど手出しはありませんということまで説明させていただいております。

今言われましたように個人である場合はというご質問をちょっと個別に頂いたんですが、これについては、できるだけ業者さんをお使いくださいと、個人でした場合は出ませんのでということで説明をして、納得していただいております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 今、下の千寿園さんが入る予定のところの方を上を上げるという話ですよ。

錦の人たちがおられますよね。長期避難指定をされて、家はしっかりしているけど、今回8月にも帰ろうかという人たちも、これは引っ越し費用に該当しますよね。ということは、この19人対象でそういう10万円の考え方と錦に住まれた方、家に帰られる方も、じゃ同じやり方をするのか、これはもう別なんですか、別でいいですね。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） ご質問にお答えいたします。

今日はまず通常のその今仮設におられる方がご自宅に帰られるとか、そういったケースの場合に今10万円というのがございますけれども、これはそれぞれ別な制度になっておりまして、この10万円はもう渡し切りでございます。

今回はあくまでその仮設住宅の集約化に伴って、仮設から仮設に移るということに対しまして

は10万円を上限として、業者さん等に金額を県の基金を活用してお支払いをさせていただくということです、全く別な制度ということでご理解いただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） では確認です。錦の方が自宅に帰られるということは、もう10万円は一律払われるということですよね、はい。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 民生費の中で、仮設団地内に陥没があったので今度修繕工事ということで上げてございます。以前からあそこに、規模はそれぞれ変わってきておるんだらうと思うんですけども、この陥没のところの要因といいますか、ここだけでいいのか、そのほかの仮設団地の中にいろいろその影響を及ぼすということはないのか、調査ができておれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上薮宏君。

○総務課長（上薮 宏君） ただいま議員が言われましたとおり、以前も二、三回やっぱり陥没した穴が開いていたというところございまして、これはグラウンドのほうですけども、こちらのほうにつきましては、その陥没したことに土砂を充填して固めていたわけですが、今回も結構大きな穴といいますか陥没が起きました。

ここはグラウンドとして使っていたときには何もなかったところでして、どうしても原因がつかめません。今は住宅が建っていますので、その調査もちょっと難しいので、今回ここに予算計上した分につきましてはコンクリートを充填するということで考えております。

ちょっと調査についてはまだ原因がちょっとつかめませんので、仮設で住まわれるところ、あと2年か3年か分かりませんが、その間どうしても安全にということで表面も含めてコンクリートで充填するということで考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 7ページの農業用施設災害復旧費の応急工事300万円、この説明を。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 説明いたします。

農業用の応急工事の300万円についてです。こちらについては、水路に土砂がたまったりとか、そういったことで応急的に必要な箇所について工事を行うものです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） もちろん村道は水路幾つかあるかと思いますが、今回はどこの分ですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 今回計上させていただいているところは、中渡水路、茂呂葉水路でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今回いろいろ公共土木、それと農業用施設、林業、林道、それぞれの設計委託ということで、この補正予算に上げてございますけれども、工事を請負するところは以前からもうなかなか取れないということで不調というようなことが発生をしておりましたけれども、設計業務、コンサルさん等にお頼みされるんだろうと思います、設計業務については、そういう事案というのは現在のところはないんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 今回被災を受けまして、早急にこれまで村の災害復旧工事等に携わったコンサルタントに一応お話をして了解を得て、ある程度そういったのがないように今進めているとことです。

測量設計業務がどうしても災害査定をしないといけないものですから、早急に捕まえておく必要があるかと思っておりますので、そのように進めさせていただいております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） やっぱり災害復旧でございますので時間も限られておりますので、やっぱりそういうのが出てくるのかなと思っております。

関連で大変申し訳ございませんけれども、今工事の、今度は工事のほうの入札状況でそういう不調というのがまだ状況は続いているのか、関連で質問させていただきたいと思っておりますけれどもよろしゅうございますか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 工事についての入札ですけれども、全く全部取っていただくということはこれまでもありません。不調、不落は今現在も続いているようです。

ただし、今出水期でありまして工事がストップしている時期でもありますので、ぼちぼちといいますか、取ってはいただくようにはなっているのかなという感じはいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 7ページ、農業用施設災害復旧費の負担金補助及び交付金

640万円の予算なんですけれども、6月末に梅雨が早々と明けまして、その後、台風も含め集中豪雨等が発生しまして、村内いたるところ、特に球磨川以南のところの田畑が被害を受けておるようでございます。

そういうところ、復旧を個人で、なかなか公共でできないということで個人で仕事をする場合に、この予算を使われると思いますが、まず、その予算化をしていただいたことに対して感謝を申し上げますが、この640万円の積算の内訳、箇所数を教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 積算については、個人さんに一応見積りを頂いて、それをうちのほうで申請を受理するという形を取っていますので、金額が幾らになるというのは大まかには分からない状況でありまして、現在、補正前が360万円を組んでいただいております、現在その額を超えそうな申請数が7月豪雨後に上がってきています。

それで一応640万円の補正をさせていただきまして、現在のところそれで収まるぐらいかなというところで640万合計の1,000万でお願いできればと思っているところです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） ぜひ村民の方々の要望に早急に答えていただければと思います。

こういう天気、ここ一、二週間ですか、天気がものすごく猛暑が続いておりますが、今後また台風が来ることが当然のことながら予測されます。今後いろんな公共的なものの被害も出ないほうがいいんですけれども、そういうことが出た場合、発生した場合に、やはり所有者である田畑を持っておられる方々もやっぱり一回一回心配をされるかと思えます。今後そういうことが発生しないでほしいんですが、発生した場合には、またその補正、増額をされるのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 今議員が言われたように、いつ何時災害が起きるか分かりませんが、今回の補正につきまして、7月豪雨というところまでの見積りといいますか、予算を計上させていただいておりますので、今後、台風災、そういったものが起きれば、その都度また補正をお願いしたいという思いであります。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 小規模災害、大変助かっております。本当に私、前村長のときもございましたけれども、小規模災害の機械代に対しての油代が補助がないですね。油を入れなければ機械は動かないということで村長検討してくださいということで、何らかで考えてみま

しょうということでもございましたけれども、その辺について検討されたのか。建設課長分らないと思いますけれども、分かれば上蔀総務課長でも結構ですけれども。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） これは以前からご要望はあっておりましたが、検討しますということでいろいろ協議はしておりましたが、労力というか機械代のところはリース100%を見ておりますので、人件費のほうも人夫さんで雇われた場合というのは金額が単価が決まっていますけれども、見るようにしております。

そういった関係でその油代につきましては負担をしていただければというところで考えております。ちょっとそこは対応できないのかなというところで、まだ対応をしていないところがございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第46号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会での議決された事件について、条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和4年第5回球磨村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前10時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員